

日本弁理士会への強制加入制度について（論点整理）

1．現行制度の概要

弁理士は、その公共的役割から、公正かつ誠実にその業務を行わなければならないため、所管省庁に弁理士の監督権が付与されているものの、弁理士の職責を全うするためには、弁理士の自治的な団体により、構成員が相互に監視し、自主的に弁理士の公共的役割の達成に努力し、違反行為の防止に努めることが効果的である。そのため、弁理士資格を有する者は、日本弁理士会に備える弁理士登録簿に氏名等を登録し、日本弁理士会に入会することを義務づける、いわゆる強制加入制度を採用している。

2．問題の所在

現在の強制加入制度の適否については、従来から規制改革・民間開放推進会議において議論されてきており、そこで決定された「規制改革・民間開放の推進のための重点検討事項に関する中間答申（平成18年7月）」において、「（強制加入制度は）試験合格者に追加的な規制を課すとともに、他の資格者団体との間に業務領域などについて障壁を作り、内部においては資格者個々の自由な業務の展開を抑圧する頸木としての役割を果たしており、これらは利用者である国民にとっての資格者の活用を不自由にする大きな原因となっており、資格者団体への強制入会制度の在り方については、引き続き検討を行っていく必要がある」とされている。

3．論点

- 日本弁理士会の強制加入制度を維持することは合理的か。具体的に強制加入によるメリットと競争制限的效果によるデメリットはどのように整理されるか。

4．議論の整理

委員の意見

- 弁理士の人数が増えていくなかで、質的な担保のための研修のあり方を検討する観点からも、現在の（強制加入を前提とした）制度を崩してまで強制加入制度を廃止する必要はない。

- 強制加入団体は懲戒との関係が表裏一体であり、強制加入制度を維持し、会としての処分を充実させる方向で検討すべき。
- 平成 12 年改正時にも同様の指摘があったが、それを踏まえて、競争制限的な規約、慣行について見直しを図ってきており、十分にこれを推進している。

規制改革・民間開放の推進のための重点検討事項に関する中間答申
(規制改革・民間開放推進会議、平成 18 年 7 月)(参考資料 4 1)

5. 対応の方向

弁理士の指導・監督等については、弁理士の公共的役割を踏まえ、本来、国が自ら行うべきであるところ、行政の効率化や弁理士の自主的な取組の促進の観点から日本弁理士会が行うこととされており、同会への強制加入制度は、その前提となる制度である。

また、近年、弁理士の資質の向上が求められている中で、現在、弁理士の不適切な行為に対する懲戒・処分制度の強化、透明性確保のための情報公開制度などについても並行して議論しているところであるが、これらの論点では日本弁理士会の強制加入制度を維持することが適切な対応を行っていく上での役割を果たすものである。

さらに、強制加入制度については、競争制限的な側面があるのも事実ではあるが、そのような議論を踏まえて、平成 12 年の法改正において、競争制限的な制度について見直しを図るとともに、平成 13 年の資格者団体に関する独占禁止法上のガイドラインも遵守してきているところ。

なお、韓国では大韓弁理士会への強制加入制度を撤廃したところ、同会への加入率が低下し、公益事業等の遂行に支障を来したため、近年、再度、強制加入制度を設けた例もある。

したがって、強制加入制度の要否の検討にあたっては、懲戒や情報公開等の議論の結果も踏まえることが必要であるが、基本的には、引き続き競争制限的な運用がなされないように留意しつつ、強制加入制度によるメリットがデメリットを上回っている限りにおいて、その維持の方向で検討することが妥当と考えられる。